

## 印 刷 製 本 請 書

契 約 物 品 名 令和8年度学生生活の手引き  
(保健科学部・助産学専攻科用、大学院用)  
契 約 金 額 ￥ - (うち消費税及び地方消費税￥ )  
納 入 期 限 令和8年3月16日  
納 入 場 所 愛媛県立医療技術大学事務局  
契 約 保 証 金 免 除

上記について、次の各項を遵守して納入することをお請けいたします。

- 1 この契約によって生ずる権利義務は、第三者に譲渡又は承継しないこと。  
ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛金債権を譲渡する場合にあってはこの限りでないこと。
- 2 前項ただし書きに基づき売掛金債権の譲渡を行った場合において当該譲渡の通知を受けるまでにした貴学の弁済の効力は、公立大学法人愛媛県立医療技術大学会計規程（平成22年規程第54号）の規定に基づき経理責任者が指定金融機関又は指定代理金融機関に支払指示を行ったときに生ずるものとする。
- 3 物品は、貴学の指示する仕様書、発注書及び別記納入期限に基づき納品すること。
- 4 納入期限内に物品を納入することができない理由が生じた時は、遅滞なくその理由及び遅延日数等を詳記した納入期限延長願を、貴学に提出すること。
- 5 物品を納入した時は、直ちに貴学の定める納品書を提出し、検査を受け引渡しをすること。引渡し前に生じた物品についての一切の損害は、すべて当方の負担とすること。ただし、貴学の責めに帰すべき理由があるときは、この限りでないこと。
- 6 検査に合格しないものについては、遅滞なくこれを補修又は良品との交換すること。
- 7 契約代金は、物品引渡し後、請求すること。
- 8 契約を履行し難いと認められたとき、又はこの請書の各項に違反したときは、いつでも契約を解除されても異議なく、解約による当方の損害については賠償を求めないこと。違約により貴学に与えた損害は賠償すること。
- 9 引渡した物品の瑕疵については、貴学収納後もその責めを負うこと。
- 10 契約の締結に要する費用及び物品の納入に至るまでに必要なすべての費用は請人の負担とすること。
- 11 この請書及び公立大学法人愛媛県立医療技術大学会計規程に定めのない事項については、貴学と請人において協議して定めること。

令和 年 月 日

公立大学法人愛媛県立医療技術大学  
理 事 長 安 川 正 貴 様

住所  
請人  
氏名

## 別記

### 1 契約物品の内訳

品名	品質・規格	数量	単価	金額
令和8年度 学生生活の手引き (保健科学部・助産学専攻科用)	A4	560部		
令和8年度 学生生活の手引き (大学院用)	A4	140部		
小計				
消費税及び地方消費税				
合計				

### 2 その他附帯条件

原稿及び見本は物品の納入と同時に返還すること。  
本学ホームページ掲載用に、PDFファイルを併せて納品すること。